

きんしんファームバンキングサービス（照会・資金移動）利用規定

第1条 サービス内容

1. ファームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関するご契約先（以下、「お客さま」といいます。）と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。
2. 本サービスは、お客さまの占有・管理するパーソナルコンピュータ等の機器（以下「端末」といいます。）による依頼に基づき、次の取引を行う場合に利用できます。
 - (1) 本サービスのご利用口座として届出のお客さま名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）につき行う所定の照会。
 - (2) 支払指定口座より、指定金額を引落しのうえ、お客さまが指定した預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）宛に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引。
3. 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - (1) 支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - (2) 入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

第2条 電子証明書の利用

1. VALUX端末を利用するお客さまは、本サービスを申込みする前に、別途株式会社NTTデータ（以下「NTTデータ」といいます。）との間で、NTTデータが提供する端末認証サービス「VALUX」（以下「VALUX」といいます。）の契約を締結するものとします。
2. お客さまは、NTTデータが提供するVALUXサービスにおいて発行される電子証明書（以下「証明書」といいます。）を同社が定める方法および操作方法に基づき取得し、同端末に格納のうえ、使用してください。
3. 当金庫で受信した証明書情報が本条第2項の証明書と一致した場合には、当金庫は送信者をお客さまとみなし、お客さま本人がその内容に同意し、取引行為に有効な意思表示があったものとして取扱います。
4. VALUX端末（証明書が格納されているもの。以下同じ。）は、お客さま自らの責任をもって厳重に管理してください。
5. VALUX端末が紛失、盗難等により第三者に不正使用される可能性がある場合には、お客さまは直ちにNTTデータに証明書の失効を届け出てください。また、当金庫にもご連絡いただき、当金庫所定の取引停止依頼書にてサービスの利用停止を申出てください。
6. 証明書の取得および利用に関しては、別途NTTデータまたは同社指定の者が定める料金を直接お支払いいただきます。

第3条 照会

1. 照会を利用できる端末は次のとおりとします。
 - (1) スーパーパソコン端末（以下「SPC」といいます。）

- (2) VALUX端末
2. 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容を端末により操作してください。
 3. 当金庫は、本条第2項の操作により、端末種別毎に次の要件が満たされている場合は、送信者をお客さまとみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報をお客さまの端末に送信します。
 - (1) SPCの場合は、当金庫で受信した暗証番号および照会指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号（以下「口座番号等」といいます。）が届出内容と一致していること。
 - (2) VALUX端末の場合は、本項第1号に加え、当金庫で受信した証明書情報が、第2条第2項の証明書と一致していること。
 4. 本条第3項に基づき当金庫が送信した情報につき、お客さまからの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

第4条 資金移動の受付等

1. 資金移動（以下「振込または振替」といいます。）の依頼に利用できる端末は次のとおりとします。
 - (1) SPC
 - (2) VALUX端末
2. 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容を端末により操作してください。
3. 当金庫は、本条第2項の操作により、端末種別毎に次の要件が満たされているときは、送信者をお客さまとみなし、当金庫が受信した依頼内容をお客さまの端末に送信します。
 - (1) SPCの場合は、当金庫で受信した振込用暗証番号および支払指定口座の口座番号等が届出内容と一致していること、ならびに当金庫で受信した端末の電話番号が、届出内容と一致していること。
 - (2) VALUX端末の場合は、本項第1号に加え、当金庫で受信した証明書情報が、第2条第2項の証明書と一致していること、およびNTTデータから通知されたVALUX接続IDが届出内容と一致していること。
4. お客さまは、本条第3項に基づき送信された依頼内容を確認し、送信された依頼内容が正しい場合には、振込用暗証番号を入力し、意思確認画面にて確認のうえ当金庫宛送信してください。
5. 依頼内容については、当金庫が受信した振込用暗証番号と届出内容の一致を確認し、当金庫が確認された依頼内容を受信した時点で確定します。
6. 当金庫は、本条第5項に基づき確定した振込・振替内容をお客さまの端末に送信しますので、確認してください。なお、この通知が届かない場合には、直ちに当金庫に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
7. 依頼内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と第7条第2項の振込手数料および消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）との合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続を行います。

8. 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および当座勘定規定、その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
9. この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内においてお客さまがあらかじめ当金庫に対して届出た金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別に定める時間内とします。
10. 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
 - (1) 振込または振替時に、振込金額と第7条第2項の振込手数料および消費税との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - (2) 支払指定口座が解約済のとき。
 - (3) お客さまから支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき。
 - (4) 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
 - (5) 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
11. 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

第5条 依頼内容の変更・組戻し

1. 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正手続により取扱います。受付にあたっては、当金庫所定の訂正手数料および消費税をお支払いいただきます。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、本条第2項に規定する組戻手続により取扱います。
 - (1) 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
2. 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の組戻手続により取扱います。受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料および消費税をお支払いいただきます。
 - (1) 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (3) 組戻された振込資金は、当該取引の支払指定口座に返却します。この場合、第7条第2項の振込手数料および消費税は返却いたしません。
3. 本条第1項および第2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
4. 訂正依頼書または組戻依頼書に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合

- し、相違ないものと認めて取扱った場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
5. 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更および依頼の取りやめはできません。

第6条 反社会的勢力でないことの表明・確約

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第7条 手数料等

1. 本サービスの利用期間中は、当金庫所定の月額基本手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税をお支払いいただきます。なお、当金庫は利用手数料を変更する場合があります。変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。
2. 本サービスにより振込をする場合には、当金庫所定の振込手数料および消費税をお支払いいただきます。
3. 当金庫は利用手数料、振込手数料および消費税を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および当座勘定規定、その他当金庫が定める規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出を受けることなしに、申込書により指定された口座から、当金庫所定の日に自動的に引落しいたします。
4. 振込取引の組戻手続を行った場合は、当金庫所定の組戻手数料および消費税をお支払いいただきます。

第 8 条 取引内容の確認

1. 本サービスにより取引を行った場合は、取引後すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
2. お客さまと当金庫の間で取引内容・残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることをお客さまが証明した場合にはこの限りではありません。

第 9 条 暗証番号等の管理

1. 端末、証明書情報および暗証番号は、お客さま自らの責任をもって厳重に管理してください。
2. 端末は常にお客さま本人の占有・管理下に置き、他人への貸与等を行わないでください。
3. 端末、証明書情報、照会用暗証番号および振込用暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
4. 端末、証明書情報、暗証番号等（本条第 3 項に定める各種暗証番号をいいます。以下同じ。）につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

第 10 条 免責事項

1. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通等により、取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が振込用暗証番号を受信する前に回線等の切断・障害等により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容をお取引店にご確認ください。
3. この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際に第 4 条第 3 項各号および第 5 項の一致を確認して取扱いを行ったうちは、端末、証明書情報および暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
4. 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さまの暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については、責任を負いません。
5. 当金庫以外の金融機関等の責めに帰すべき事由により、取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 11 条 届出事項の変更

1. 証明書情報、暗証番号等、支払指定口座、氏名・名称、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合、または本サービスにかかる印鑑を紛失した場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちに届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 本条第 1 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付

する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 12 条 解約

1. 本サービスは、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、お客さまからの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。
2. お客さまが次のいずれかに該当した場合、当金庫は本サービスを解約することができるものとします。この場合、お客さまへの通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知をお客さまの届出住所にあてて発信した時に本サービスは解約されたものとします。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (1) 当金庫に支払うべき利用手数料の支払いが遅延した場合。
 - (2) 住所変更の届出を怠る等により当金庫においてお客さまの所在が不明となった場合。
 - (3) 支払の停止または破産、民事再生の手續開始の申立てがあった場合。
 - (4) 相続の開始があった場合。
 - (5) 成年後見制度利用者となった場合
 - (6) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (7) 第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当した場合、もしくは第 6 条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をした場合、または第 6 条第 1 項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - (8) 暗証番号等の不正使用があった場合、または本サービスを不正利用した場合。
 - (9) 当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

第 13 条 届出印

1. 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印鑑を使用してください。
2. 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については責任を負いません。

第 14 条 規定の準用

本利用規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定および当座勘定貸越取引約定書により取扱います。

第 15 条 規定の変更等

当金庫は、本利用規定の内容を任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第 16 条 契約期間

本サービスの当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にお客さままたは当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 17 条 機密保持

お客さまおよび当金庫は、法令等により開示する義務がある等の正当な事由がある場合を除き、本サービスによって知り得た相手方および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第 18 条 準拠法・合意管轄

本サービスの準拠法は、日本法とします。本サービスに基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 19 条 譲渡・質入・貸与の禁止

本サービスに基づくお客さまの権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等を行うことができません。

第 20 条 移管

1. 支払指定口座をお客さまの都合で移管する場合、本サービスは解約となりますので、移管後の口座で新たに本サービスを契約してください。
2. 支払指定口座が店舗の統廃合等当金庫の都合で移管された場合、原則として新しい当該口座保有店に移し替えとなります。ただし、お客さまに連絡のうえ、個別の対応をさせていただく場合があります。

第 21 条 サービスの休止・停止・終了

当金庫は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合、本サービスの全部または一部を休止もしくは停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により通知または公表するものとします。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

また、当金庫は、やむを得ない事由がある場合、本サービスの全部または一部を終了することがあります。その場合は、事前に当金庫所定の方法により通知または公表するものとします。

以上